

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **新発田市** (都道府県: **新潟県**)
 本事業の担当部局名 **みらい創造課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)			
個別事業名	新発田市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	事業開始年度	令和 3 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	15,500,000		円	
自治体における少子化対策の全体像及びその 中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 全国的に少子化が進む中、当市の出生率も年々低下傾向にあり、令和4年の合計特殊出生率は、1.28と、県平均の1.27をわずかに上回ったものの、少子化の要因の一つである婚姻率の低下や非婚化、晩婚化も進んでおり、結婚、出産、子育てのそれぞれのステージに応じた支援が必要である。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通 ・直面する人口減少問題について理解を深め、自分の理想とする将来について考えるきっかけとなるライフデザイン講座を実施し、若い世代の希望を叶えるための一助とする。 ・新発田市の婚姻率は、連携事業開始の平成29年度は4.5、平成30年は4.1、令和元年是4.0、令和2年度は3.6、令和3度は3.1であり、コロナ禍による影響で婚姻数が落ち込み、その後令和4年度においても3.0と回復が遅れている状況にある。これは圏域内でも同様であり、婚姻数低下は出生数低下に直結することからも、引続き結婚を希望する人達へ出会いの場を提供するとともに、相談事業やアフターフォローを含めた切れ目のない結婚支援が必要である。 ・「安心して妊娠・出産できる支援の充実」につなげていく。</p> <p><本個別事業の位置付け> 結婚を希望するも、経済的な理由で結婚に踏み切れないカップルを支援することで晩婚化、少子化を抑制する。また、市の課題である20~30代の転出超過増加抑制に向け、この支援が新発田市で安心して新生活を送る後ろ盾となり、定住化を図るとともに、「安心して妊娠・出産できる支援の充実」につなげていくことを目的とする。</p>			
個別事業の内容	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】			
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【対象費目】			
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
	【継続補助】 継続補助規定の有無 有			
※(注)3	【その他独自要件】 ・新発田市に2年以上継続して居住する意思があること。			

2. 申請見込

①新規世帯見込	30	世帯	②継続世帯見込	10	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	15	世帯		
	その他	15	世帯		

【世帯数積算根拠】

申請見込みについては、令和5年度の当事業における実績により見込んだ。

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	35 世帯
～12月(実績)	25 世帯
1月～3月(見込)	10 世帯

【金額積算根拠】

＜上限額＞		＜積算＞	
(29歳以下)	15 世帯 × 600,000 円 =	9,000,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	15 世帯 × 300,000 円 =	4,500,000 円	
	(継続補助)	2,000,000 円	
	合計	15,500,000 円	

3. 広報の実施予定

市広報媒体(広報誌(4/1号・7/1号・11/15)、ホームページ(常時)、LINE(随時))、婚活イベントで周知。婚姻届提出時及び転入届出時にチラシで周知。定住自立圏で実施する婚活事業参加者へ周知。不動産協会へ周知。

KPI項目	単位	目標値	現状値
		3.0(令和9年)	3.0(令和5年)

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通

項目	単位	直近の実績
合計特殊出生率		1.28(令和4年)
婚姻件数	件	282(令和4年)
婚姻率		3.0(令和4年)

事業内容番号	KPI項目	単位	目標値	現状値
			100	100(R5)
1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	100(R5)
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	75	70(R5)
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	80	79(R5)

個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6

他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7

- ・新潟県が実施する1対1のマッチング事業「ハートマッチにいがた」の臨時窓口を定住自立圏婚活支援事業として、圏域内の新発田市、胎内市、聖籠町を会場に毎月1回実施する。
- ・「ハートマッチにいがた」の初回入会手数料を1/2補助することにより、登録会員数の裾野を増やし、よりマッチング率の底上げを支援する。
- ・結婚に関する無料の相談窓口を「ハートマッチにいがた」と同日開催し、利用者の婚活促進と広域的な婚活支援に取り組む。
- ・近隣自治体や県と連携し相互の少子化対策事業について、SNSやイベント等で積極的に周知を図る

民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8

住宅の取得や賃貸に係る宅建・不動産協会などの民間事業者と連携し、効果的な事業の周知・PRを図る。

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。